

第 15 回アジア太平洋都市サミット運営等業務委託に係る 提案競技実施要領

1. 名称

第 15 回アジア太平洋都市サミット運営等業務委託

2. 趣旨・目的

アジア太平洋都市サミット(以下、「都市サミット」という。)は、アジア太平洋地域主要都市の代表者が一堂に会し、各都市の課題やその解決に向けた取組みを共有し率直な意見交換等を行うことによって、都市問題の解決に向けた相互協力、さらには、相互の都市の一層の発展に向けたネットワークの構築を図ることを目的として平成 6 年(1994 年)に福岡市が提唱した国際首長会議です。

第 15 回都市サミットは、福岡市で平成 30 年(2018 年)の第 12 回都市サミットから8年ぶりに対面での開催となります。この8年の間にコロナ禍や技術の進歩等により、社会や人々の生活に急激な変化が起こり、都市が抱える課題も複雑化しています。

SDGsの期限である令和 12 年(2030 年)を目前に控えた今、「共働・共創～住み続けられるまちづくり」をテーマとして、アジア太平洋都市サミット会員である 15 か国 34 都市の首長のほか、各国の主要都市や福岡と関係のある都市にもご案内し、国連ハビタット等の国際機関及び民間企業と一堂に会し、第 15 回都市サミットを開催するものです。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月 25 日まで

4. 履行場所

第 15 回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(以下、「事務局」という。)が指定する場所

5. 委託上限額

75,471 千円(消費税及び地方消費税を含む)

※「第 15 回アジア太平洋都市サミット運営等業務委託 提案競技仕様書」(以下、「仕様書」という。)において、本委託料に含まれない旨を明記しているものを除き、本委託業務の実施に係る費用は全て本委託料に含みます。

6. 委託内容

第 15 回都市サミットの開催運営等に関する業務

【主会場】ヒルトン福岡シーホーク(福岡市中央区地行浜2丁目2番3号)

【日 程】令和8年 10 月 19 日～令和8年 10 月 21 日まで

【参加者】約 500 人

※詳細は、仕様書のとおり

7. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

(1)地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。

(2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競

技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

(福岡市競争入札参加停止等措置要領)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/documents/20250221sankateishisotiyouryo.pdf

- (3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5)市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと)。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7)宗教又は政治活動を主たる目的としない者であること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8. スケジュール

| | |
|---------------------|-----------------------|
| (1)公募開始 | 令和8年2月 13 日(金) |
| (2)説明会(オンライン)参加申込締切 | 令和8年2月 20 日(金)午後5時 |
| (3)説明会(オンライン) | 令和8年2月 25 日(水)午前 11 時 |
| (4)質問締切 | 令和8年3月 3日(火)午後5時 |
| (5)質問への回答 | 令和8年3月 5日(木)※予定 |
| (6)提案競技参加申込締切 | 令和8年3月 13 日(金)午後5時 |
| (7)参加辞退締切 | 令和8年3月 24 日(火)午後5時 |
| (8)企画提案書提出締切 | 令和8年3月 26 日(木)午後 5 時 |
| (9)プレゼンテーション | 令和8年3月 30 日(月)※予定 |
| (10)結果通知 | 令和8年4月 1日(水)※予定 |

9. 説明会

本提案競技の実施にあたっては、下記のとおり、オンラインによる説明会を行います。

※説明会への出席は、原則1事業者2アカウントまでとします。

説明会への参加は本提案競技参加の条件ではございませんが、説明会では別途資料を用いて説明する場合があります。説明会へ参加を希望される場合は、下記のとおり説明会参加申込書を提出してください。

ださい。

(1)提出期限・提出方法

令和8年2月 20 日(金)午後5時までに説明会参加申込書(様式1)をEメールにて提出し、送付後、電話で確認連絡してください。

【提出先】第 15 回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(福岡市総務企画局国際部内)

担当:長内(おさない)

Eメール:apcs@city.fukuoka.lg.jp 電話番号:092-711-4028

※メールの件名は「【説明会参加希望】御社名」とし、本文に連絡先(ご担当者名、電話番号、Eメールアドレス等)をご記入ください。

(2)実施日時 令和8年2月 25 日(水)午前 11 時~(30 分程度を予定)

(3)実施方法 WEB 会議ツール(Teams 等)を用いたオンラインにて開催

※2月 24 日(火)午後5時までに説明会参加希望事業者へ、該当 URL 等を通知します。

※説明会参加時にWEB会議ツール上で表示するアカウントについては、事務局が事前にEメールでお知らせする仮の社名(A社、B社など)にてご参加頂きますよう、お願ひ致します。

10. 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年3月3日(火)午後5時までに、提案競技質問書(様式2)をEメールにて提出し、送付後、電話で確認連絡してください。回答は、説明会参加事業者及び提案競技参加申込み事業者全てに3月5日(木)まで(予定)に電子メールで回答します。

【提出先】第 15 回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(福岡市総務企画局国際部内)

担当:長内(おさない)

Eメール:apcs@city.fukuoka.lg.jp 電話番号:092-711-4028

※メールの件名は「【提案競技質問】御社名」としてください。

11. 参加申込み

提案競技への参加を希望される場合は、「7. 参加資格」を確認し、下記のとおり提案競技参加申込書を提出してください。

(1)提出期限・提出方法

令和8年3月 13 日(金)午後5時まで郵送(必着)または持参してください。郵送の場合は、送付後、電話で確認連絡してください。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留により郵送してください。

【郵送・持参先】

第 15 回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(福岡市総務企画局国際部内)

担当:長内(おさない)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所8階

電話番号:092-711-4028

(2)提出書類

①提案競技参加申込書(様式3)

※JVで申し込む場合は、代表事業者名を記載するとともに、「共同事業構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成し(書式は自由)、代表事業者が提出してください。

②会社概要(事業概要が分かるパンフレット、又はホームページの写し等でも可)

※構成員すべての提出が必要です。

③登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

上記以外の者については、本店所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可とする)。

⑥委任状(様式4)

この提案競技の案件に係る第15回アジア太平洋都市サミット実行委員会との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式4により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書(様式5)

様式5に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿(様式6)

様式6に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。この情報は、第15回アジア太平洋都市サミット実行委員会の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、漁協組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

【注意事項】

※③から⑤については、提案競技参加申込書の提出前3ヵ月以内に発行された原本をご提出ください。

※「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の募集開始日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、③～⑨の提出は不要です。

(3)提出部数 各1部

(4)その他

上記(2)の書類を提出していない事業者については、本提案競技に参加することはできません。

12. 参加辞退

参加申し込み後に参加を辞退する場合は、令和8年3月24日(火)午後5時までに、参加辞退届(様式7)をEメールにて提出し、送付後、電話で確認連絡してください。

【提出先】第15回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(福岡市総務企画局国際部内)

担当:長内(おさない)

Eメール:apcs@city.fukuoka.lg.jp 電話番号:092-711-4028

※メールの件名は【提案競技辞退】御社名としてください。

13. 提案書等の提出について

(1) 提出期限・提出方法

令和8年3月 26 日(木)午後 5 時までに、郵送(必着)または持参してください。送付後、電話で確認連絡してください。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留により郵送してください。

【郵送・持参先】

第 15 回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(福岡市総務企画局国際部内)

担当:長内(おさない)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所8階

電話番号:092-711-4028

(2) 提出書類

下記①～②を一つにまとめて提出してください。全体にわたって事業者名が分からないようにし、表紙の右上に、参加申込み後に事務局がEメールでお知らせする仮の社名(A社、B社など)を記載してください。

①企画提案書(事業実施スケジュール、事業実施体制図含む)

※A4版、様式は自由、ページ数を記入、文字は原則 11 ポイント以上とすること。

※表紙を除き、20 ページ以内とすること。

②経費見積書・積算根拠(A4版、様式は自由、文字は原則 11 ポイント以上とすること、事業者名、押印なし)

※「6.委託内容」を実施するために必要な経費は、すべて「5.委託上限額」に含まれるものとして見積書に記載してください。

(3) 提出部数 各 10 部

(4) その他

①「経費見積書」は、上記の 10 部と併せ、事業者名を記載し代表者印を押印したものを別途1部ご提出ください。

②企画提案書において、各業務の運営体制図と責任者を明記してください。

※事業者名を記載しないようにご留意ください。

③本件委託業務と同種又は類似業務の実績がある場合は、「同種又は類似業務の実績表」(様式8)に必要事項を記入し、1部提出してください。

※JVとして参加する場合は、すべての構成員の実績表を提出してください。

④すべての提出物について、PDF データを併せて提出してください。

14. 選考

企画提案書等の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑を行います。

(1) 日時 令和8年3月 30 日(月)※予定

※集合時間及び開始時間は、参加申込みの締切後に対象事業者にEメールで通知します。

(2) 場所 福岡市役所会議室 ※対象事業者にEメールで通知します。

(3) その他 提案競技参加者によるプレゼンテーション(15 分以内)の後、質疑応答(10 分程度)を行います。プレゼンテーションは企画提案書等の提出物を用いて行ってください(併せてパ

ワーポイントの使用も可、要事前連絡)。

プレゼンテーションへの出席者は、1事業者あたり4名までとし、説明は、契約を締結した場合に本件委託業務を主に担当する方が行ってください。

※パソコンは事業者側で用意願います。なお、プロジェクター、スクリーン及び接続用ケーブルは当事務局で用意しますが、持ち込みされるパソコンとの接続が可能かどうかは保証しませんので、映写の確実性を求める場合は、事業者側で必要な備品を用意願います。

15. 提案・評価

「2.趣旨・目的」、「6.委託内容」、「仕様書」を踏まえ、下記内容について、提案者が有する知見や経験等を活かして提案してください。

また、仕様書にない内容であっても、第15回都市サミットの開催目的の達成に資するものや都市サミットの円滑な運営に寄与するものがあれば、自由に盛り込めるものとします。ただし、必ず契約上限金額の範囲内で実施すること。

なお、企画提案書の提出後、審査会の開催までに、担当者から電話・メール等で提案内容についての確認を行うことがあります。

<評価項目>

| 提案項目 | 評価項目 | 評価内容 | |
|------|----------------------------|----------------------|--|
| 1 | 全体計画 | アジア太平洋都市サミットのプレゼンス向上 | 第15回都市サミット開催の目的や実施内容をよく理解したうえで、アジア太平洋都市サミットのプレゼンス向上に寄与する提案内容となっているか。 |
| 2 | | 会議運営に関する提案 | 海外からの首長等の会議参加者に適切に対応できる提案内容となっているか。 また、参加者が各プログラムに参加する、飽きさせない(途中で離脱させない)工夫がなされているか。 |
| 3 | | 提案の独創性 | 独創的かつ効果的な手法による提案であり、事業目的の確実な達成に資する内容となっているか。 |
| 4 | キービジュアル 装飾 | デザイン | 第15回都市サミットのテーマやコンセプトを効果的に伝えるデザインになっているか。 |
| 5 | 事業実施 スケジュール、 事業実施体制図 | 実現可能性 | 第15回都市サミットの円滑な運営(事前準備・調整、参加者の到着時対応等を含む)にあたり、適切な実施計画になっているか。また、適正な運営体制及び人員配置となっているか。 |
| 6 | 同種又は類似 業務の実績表 | 実績 | 過去3年以内(令和5年2月から令和8年1月までに履行完了)に自治体または企業主催による同規模以上の国際会議を受託した実績が十分にあるか。 |
| 7 | 経費見積書 積算根拠 | 価格 | 各費用について算定根拠が明確で、事業の実施に際して、適切な費用対効果となっているか。 |

16. 結果通知とその後の手続き

(1) 結果通知

評価委員会での選考に基づき、事務局は最も優秀と認められる提案を決定し、提案競技に参加した全事業者へ、令和8年4月1日(水)(予定)にEメールによる文書で通知するとともに、最も優秀な提案を行った事業者については、福岡市ホームページに掲載予定です。

(2) その後の手続き

最優秀提案を行った事業者と事務局で協議を行い、提案内容をもとに仕様を確定し、業務委託契約を締結します。協議が不調のときは、次順位の事業者と協議を行います。

(3) その他

本件の提案競技に参加する事業者が一社であった場合、提案の内容が適切と認められる場合は、事務局は当該提案を行った事業者と協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、本業務委託契約は令和8年度の福岡市の予算成立を条件とします。

17. 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却いたしません。なお提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはできません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、契約締結後、事務局との協議により内容の変更を求めることがあります。

18. 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

19. 委託における著作権等の権利の取扱い

この委託で制作された物品等の著作権は、事務局に帰属するものとします。ただし、取扱いについて疑義が生じた場合は、事務局と受注者が協議して定めるものとします。

20. その他

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

21. 添付資料

- (1) 資料1 提案競技仕様書
- (2) 資料2 提案競技審査基準
- (3) 様式1 説明会参加申込書
- (4) 様式2 提案競技質問書
- (5) 様式3 提案競技参加申込書
- (6) 様式4 委任状
- (7) 様式5 誓約書

- (8)様式6 役員名簿
- (9)様式7 参加辞退届
- (10)様式8 同種又は類似業務の実績表

22.問い合わせ・書類提出先

第15回アジア太平洋都市サミット実行委員会事務局(福岡市総務企画局国際部内)

担当:長内(おさない)

住所:〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所8階

電話:092-711-4028

FAX:092-733-5597

E-mail:apcs@city.fukuoka.lg.jp